

第 1 回計画管理部会（R6. 12. 26 開催）における主なご意見と対応

■ 除外区域（表 2）、考慮対象事項（表 3）について

ご 意 見	対 応	（修正内容）※下線が追記・修正箇所
○ 全般 項目の順番を、環境計画に合わせた順（大気、水、土壌、その他騒音や反射光など）にしてはどうか。【内藤委員】	⇒ 法令等との照合のしやすさなど実務上の都合により、項目は環境省令で掲げる順としており、御理解いただきたい。	－
○ 除外区域 P5 市町村が指定する有形文化財（建物）などはどれくらいあるのか。【三浦委員】	⇒ 資料上に件数を記載。	－
○ 除外区域 P5 甲種農地、第 1 種農地が県内でどれぐらいの面積となるのか。【三浦委員】	⇒ 甲種農地、第 1 種農地の面積は、市町村においても予めゾーニングされていないことから収集不能であり、御理解いただきたい。	－
○ 除外区域 P5 農用地区域内農地、甲種農地、第 1 種農地について、除外区域に設定している理由は。特に第 1 種農地については、農林水産省も再生利用困難な荒廃農地等は太陽光発電設置可能という見解を示しているが、どのように考えているか。【三浦委員】	⇒ 農山漁村再エネ法における設備整備区域の設定の考え方に準じて、農用地区域内農地は除外区域とする。 一方、上記考え方からすれば、甲種農地も除外区域に相当し、第 1 種農地は原則除外区域に相当するものの、前問のとおりいずれも区域が明示できないことから、考慮対象事項とした上で、右のとおり追記する。	除外区域 P5 「甲種農地」「第 1 種農地」 （削除） 考慮対象事項 P6 「甲種農地」「第 1 種農地」上段 （追記）・ <u>甲種農地は、促進区域に含めないようにすること。</u> ・ <u>第 1 種農地は、原則促進区域に含めないようにすること。</u> ・ <u>ただし、第 1 種農地を促進区域に定める場合は、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすことがないよう留意すること。</u> 考慮対象事項 P6 「甲種農地」「第 1 種農地」下段 （追記）・ <u>事業計画において、再エネ発電設備を整備する区域（以下「施設整備区域」という。）に含まれる農用地が第 1 種農地でないこと。ただし、再生利用困難な荒廃した農用地や再生利用が可能な荒廃した農用地のうち、今後耕作の目的に供される見込みがないもののほか、風力発電設備、小水力発電設備及び附属設備の用に供する農用地については、施設整備区域に含めることが可能であること。</u> ・ <u>施設整備区域の設定にあたっては、農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすことがないよう留意するとともに、市町村農政担当課及び農業委員会と十分に協議・調整を図ること。</u>
○ 考慮対象事項 P1 ほか 騒音や悪臭については、県民生活にダイレクトに関わる問題なので、必要に応じて環境モニタリング調査を実施してもいいのではないか。【内藤委員】	⇒ 考慮対象事項下段に右のとおり追記する。	考慮対象事項 P1 「騒音」、 P3 「悪臭」それぞれ （追記）・ <u>事業実施にあたっては必要に応じて環境モニタリングを実施し、その結果に基づき適切な処置を講じること。</u>
○ 全般 考慮対象事項の「対象エネ種」の空欄が、除外区域として設定しているため対象外なのか、そもそも想定されないため対象外なのかわかりにくい。【内藤委員】	⇒ 対象外について、空欄ではなく全て「－」とする。 ⇒ このうち、「地域森林計画対象森林（民有林）」のみ、太陽光発電については除外区域として設定しているため（考慮対象事項としては）対象外としている。注書きを追記する。	考慮対象事項全般 「対象エネ種」欄 （空欄）→「－」を記載 考慮対象事項 P5 「地域森林計画対象森林（民有林）」上段 （追記） ※太陽光発電設備については、表 2（除外区域）参照

ご 意 見	対 応	(修正内容) ※下線が追記・修正箇所
○ <u>考慮対象事項 P5</u> 重要文化的景観や景観形成重点地域がどれくらいあるのか。【三浦委員】	⇒ 重要文化的景観は文化庁により2カ所（左沢町場の景観、長井町場の景観）が選定されている。 景観形成重点地域について、市町村の景観条例に基づくものは、5市町20カ所。なお、眺望景観資産、景観ビューポイントの関係資料を参考添付。	－
○ <u>考慮対象事項 P5</u> 「主要な人と自然のふれあいの場活動の場への影響」のみ、「できるだけ避ける」旨の記載がない。県民生活と非常に関わりがあるところなので他項目に合わせるよう検討してはどうか。【内藤委員】	⇒ 考慮対象事項下段を右のとおり修正する。	<u>考慮対象事項 P5</u> 「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」下段（修正）・事業区域に当該区域が含まれる場合には、 <u>自然との触れ合いの活動の場の周辺は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、</u> 改変面積を可能な限り小さくし、眺望や景観に十分配慮した事業計画とすること。

■ 制度全般その他について

ご 意 見	対 応
○ 今後促進区域が増えていくことにより、事業実施に伴う事故等の危険性も増えてくる。安全性の確保について、計画への位置付けや運用上どうするか等、検討してはどうか。【内藤委員】	⇒ 事業計画に係る地域との合意形成過程において、事業における安全性の確保について事業者にしつかりと求めるよう市町村へ周知するほか、引き続き環境影響評価や各種法令の適正な運用に万全を期していく。
○ 再エネに取り組んでいる市町村、全く取り組んでいない市町村がどこかなど現状把握をしないと進めにくいのではないか。【堀川委員】	⇒ 県として、先行する県内市町村等の取組みの横展開や、温対法の地方公共団体実行計画（区域施策編）の未策定の市町村への働きかけや支援などを引き続き進めていく
○ 市町村における負担が大きい、ノウハウ不足とあるが、職員が数年で異動する今の行政のやり方では解決に繋がらないと考える。目標設定、企画立案とその実施をする上では、もっと長いサイトで担当すべき。【堀川委員】	⇒ 市町村の脱炭素施策の推進に対して県も様々な支援を行っているが、引き続き国と連携して支援を行っていく。
○ 除外区域の図は参考資料として委員限りの取扱いとしているが、市町村の担当者へは共有するのか。具体的な地図がないと、市町村においてどこを促進区域に設定できるのかわからないのではないか。【本間委員】	⇒ 庁内手続きやクレジット内容の見直しにより、参考資料を全て公表（部会資料として、県ホームページへも掲載済み）。県基準素案にかかる市町村への意見照会の際も添付。